

2025年3月11日 八尾春雄一般質問

○議長（谷 穎一君） それでは、日程1番、一般質問を行います。

3月10日の一般質問に続き、次に、2番、八尾春雄議員の発言を許します。

2番、八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 2番、八尾春雄です。今回は、3問用意をいたしました。よろしくお願ひします。

大阪・関西万博について。

前回の一般質問で、町内2中学校、5小学校が仮予約を済ませたとの答弁があった。下見を行うよう学校に伝えてあるとのことである。前回の答弁では、責任が各学校長にあるかのような内容であったが、教育委員会としての認識はどうなっているのか。

1、下見は7校全て実施したのか。結果はどのようなものか。懸念材料を払拭できているのか。昨年3月にガス爆発事故が発生し、安全性に疑問が投げかけられているがどのようにクリアしたのか。夢洲には二つの通行手段しかない、まさかのときの対策はどうなっているのか。

2、遠足で子供たちを大阪・関西万博に連れていくことについて、教育委員会としての方針はどのように議論しているのか。文部科学省の指導要領解説では、現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握し、現地施設の従業員や協力者等との事前打合せを十分に行うとしているが、確認できたのか。

大きな2番目でございます。

核兵器禁止条約について。

日本原水爆被害者団体協議会（略称、日本被団協）が長年の核兵器被害の実相を伝え、核兵器の廃絶を目指して活動していることを讃え、ノーベル平和賞が授与された。広陵町議会は、去る平成29年9月議会で、核兵器禁止条約に我が国も参加することを求める意見書を採択し、内閣総理大臣と外務大臣に送っている。

広陵町長も参加している平和首長会議においては、令和7年（2025年）1月17日、内閣総理大臣石破茂氏宛てに対して、核兵器廃絶に向けた取組の推進について（要望）を発している。平和首長会議による要望では、本年3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加し、対話による外交努力により核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮していただくとともに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請いたしますとある。町長の認識はどうか。

3番目でございます。

住民監査請求について。

去る2月20日、4名の住民が公民館のことで住民監査請求書を提出し、監査委員に届けられた。請求の趣旨について3点述べられている。

1、広陵町公民館条例に違反する公民館機能の集約再編事業の差止及び当事業に関する違法・不当な事項に適正な措置を講ずることを求める。

2、広陵町公民館条例にのっとった公民館建て替え事業を進めることを求める。

3、現状の公民館を含めた44公共施設の設備点検・修繕業務につき、日本管財株式会社に委託契約している広陵町公共施設包括管理業務が適切に運用されることを求める。町はどのように対応するつも

りか。

以上でございます。

○議長（谷 穎一君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 傍聴にお越しいただきまして、御苦労さまでございます。

八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1番目は、教育長がお答えをいたします。

2番目の核兵器禁止条約についての御質問でございます。

世界に目を向けてみると、ロシアがウクライナへの侵攻を開始して3年が経過するなど、今なお終わりが見えない戦争が続いております。この現実を直視し、より強く平和を求め、国民が核兵器廃絶の願いを訴え、継続した取組が必要であると考えております。

御質問にもございますとおり、本町議会では、平成29年9月議会で核兵器禁止条約に我が国も参加することを求める意見書を採択され、国に送付されております。本町におきましても、昭和60年に核兵器廃絶平和宣言を行い、平成22年2月から平和首長会議に加盟するなど、核兵器廃絶や恒久平和の普及啓発など平和行政を推進してまいりました。

また、公共施設や町の看板には「核兵器廃絶宣言のまち」を掲げ、庁舎前には「非核兵器平和宣言の町広陵町」の看板を設置し、啓発に努めているところでございます。

核兵器禁止条約の署名・批准につきましては、国としての検証結果での決定となるものでございますが、核兵器も戦争もない平和な世界の実現に向けて、町としてできるところから取組を進め、今後も平和行政を推進してまいります。

3番目の住民監査請求についてでございます。

本年2月20日付で住民監査請求（広陵町職員措置請求）が提出されたこと及び請求の要旨につきましては、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、同月26日付で監査委員から通知があったところでございます。

なお、同項では、議会及び長に通知しなければならないとされており、議長宛てにも通知がなされているものと存じますが、当該通知におきましては請求の要旨が記載されており、議員御紹介の請求の趣旨とは異なる要約をもって記載しております。また、監査請求書は監査委員に提出されているものでございますので、私は具体的な記載内容を把握していないところでございます。

今後、監査委員において、当該請求の要件確認等を経て、收受日の翌日から60日以内に当該請求に理由があるか否かの審査が行われることになると認識しております。その結果、請求に理由があるとして必要な措置を講すべきとの勧告がなされました場合は、当該勧告に従い対応してまいる所存でございますが、現時点では監査委員から住民監査請求提起に係る通知があったにすぎず、町としての対応等につき申し上げることはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 穎一君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 傍聴席の皆さん、足元の悪い中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

八尾議員さんのお隣・関西万博についての御質問にお答えをさせていただきます。

令和6年第4回広陵町議会定例会一般質問において同じ質問をいただいておりますので、その後の対応等の内容を答弁させていただきます。

各校の下見につきましては、本年5月、6月に遠足を実施する学校は4月に、9月に遠足を実施する学校は夏季休業中の8月に下見を予定しております。

結果につきましては今後ということになりますが、教育委員会といたしましても、4月に現地調査に行ってまいります。

夢洲への通行手段の件につきましては、日本博覧会協会が安心して来場できる万博の実現のため、関係機関と連携して、夢洲周辺及び会場内の安全対策に取り組んでおり、大規模地震に備えて、必要に応じてヘリコプターや船舶の代替輸送を準備しているとホームページで公表されております。

二つ目の御質問にお答えいたします。

学習指導要領解説におきましては、学校行事につきましては、「学校が計画し、実施するものである」と記載されております。教育委員会といたしましては、学校の計画を尊重し、実施に向けて協力してまいりたいと考えておりますので、十分に安全に配慮した計画となるよう確認してまいります。

また、下見の視点といたしまして、議員から御質問いただいております様々な視点での視察を行うように伝えるとともに、不明な点がある場合は、現地施設の従業員や博覧会協会に確認するよう指示しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 穎一君） それでは、2回目の質問に移っていただきます。

八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

最初の質問でございます。大阪・関西万博でございます。

下見は、現時点ではまだできていないという、こういう段階です。驚くべきことでございます。4月13日から始まるんですよ。万博協会は、文科省が求める事前の調査すら認めようとしていない。これで安全性が担保されるのかという問題でございます。現地大阪でも不安に感じる方も少なからずあり、吹田市、交野市、熊取町、島本町では、学校単位の遠足は行わない旨、決めているとのことです。滋賀県では、招待した小中高生407校、15万8,000人のうち、参加予定は1万5,000人にとどまる。2023年11月の調査では、220校が活用を予定または活用を検討するとしていたが、そこから実に7割以上も減った計算になる。

奈良県では、昨年10月の意向調査で、県内の小中高363校中86校が無料招待事業を利用予定、144校が検討中、51校が利用しないと回答したが、県の予算は、対象となる12万7,000人全員が行く予定で想定をしています。

これ聞きますけど、この件で教育委員会は、判断は学校長が行うと答弁書にもあるんですけれども、こういう認識なんですか。

それからあえて聞きますが、聞きたくもないけれども、やむを得ず聞きます。これもし事故が起きた場合には誰が責任を取るんですか。学校長ですか、担任ですか、保護者ですか、教育委員会ですか、教育長ですか。責任のある方が責任ある判断をしなければ、今回のことに対応できないと考えますが、どうでしょう。保護者の側でも、どのように対応するのがよいのか迷っておられる方もあるのではないか、私、個別に何人か聞いております。遠足の日に学校に登校するという選択肢はどうですか。少

なくとも欠席にならないようにしたいという保護者の気持ちもあるようでございますが、それらの対応を含めて、答弁をお願いします。

○議長（谷 穎一君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） まず、どこに責任があるかということになりますが、基本的には教育委員会、そして、計画を決めた学校長ということになりますので、この2者かなということになります。

あと、いろいろ御心配をいただいておりますが、下見ができるのが4月からということになっておりますが、実際に学校が向かいするのが5月が一番最初になります。それ以降が6月、9月ということになっておりますので、十分その下見を指摘いただいておりますような視点で見て判断するようにということで、校長等にも話をしてまいります。

以上です。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 下見に行っていないんだから、実態がどうなっているのか分かりませんわな。だけど行くことだけは決めていると。すみませんが、随分いいかげんな対応だと思います。不安に感じておられる方と手を取り合って、学校単位での大阪・関西万博に出かけるのは断念されたらどうですかという働きかけもしないといけないなというふうに思います。

これ大概、万博が始まる前に下見というのはされるんでしょう。ところが、万博が始まらないと下見ができないという事態だっておかしなことだと思われないんですか、この認識はどうですか。

○議長（谷 穎一君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） おっしゃることは十分分かります。ただ、協会のほうも、そういうふうな意見、声を受けまして、万博が4月13日からということになっておりますけれども、その1週間前の4月5日、6日の日に開催される前に下見ということを実施しております、教育委員会といたしましても、4月5日に教育委員会から会場の視察に行かせていただきたいというふうに考えております。

また、学校としましては、やはり始まってからの雰囲気というのを見て、学校として判断したいというところもあると思いますので、視察としましては、6月、それから5月に行われるところは4月に、9月に行われたところは8月を中心下見をするということを決めております。

ただ、御心配いただいておりますやはり熱中症であるとか、ガス爆発事故ということが気になっている学校もございますので、その辺の対応について、十分下見をした上で検討してくるようにということでは話しておりますし、それによって、やはり必ずそこで万博に決めなければならないのかというところに関しましては、もう一度検討するようにということは話をていきたいと思いますので、もしかしたら、万博はやはり止めて違うところにというような学校も出てくるかもしれません。そのところは学校が判断して、また教育委員会とも検討させていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） ゼひ下見をきちんとやって、安全性の確認ということをやはりやっていただきたいと思います。

二つ目に行きます。

第1回目の質問でも紹介しましたが、平成29年9月議会に日本共産党議員団が核兵器禁止条約に我が国も参加することを求める意見書を提出して、実は、これ全会一致じゃなかったんです。賛成11、

反対2で採択をされています。反対した議員の発言の一部をちょっと紹介をしますけれども、「この条約の理念はすばらしいのですが、実効性が乏しく疑問視されている。現在、日本は、核保有国であるアメリカの核の傘の下で安全保障政策を行っており、日本が平和で過ごせていることも、アメリカの核の抑止力があってのことだとも言えます。この条約に参加すれば、日本の安全保障政策と矛盾した主張になりかねないので反対だ」と。だから反対者は、核によって守られているということで反対をされたんです。

しかし、歴史は進みます。我がまちの町長も加入している平和首長会議が本年1月17日に総理大臣宛てに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准してくださいということを申入れをしたわけです。平和首長会議というのは、全国1,741あるうちの1,740、九州で一つだけ入っていない自治体があるそうですけど、そんなことになっております。ここが、核兵器禁止条約を批准してくださいということを言っているということは、我がまちの町長との立場で言えばどうなるんですか。町長は、核兵器禁止条約を批准してくださいという立場に立つという認識ですか。それとも、いや、あれは首長会議がやっていることで、私は関与していませんでということなんですか、どっちなんでしょうか。

3月3日にニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約第3回締約国会議が始まりまして、7日に閉じたと思います。カナダに住む被爆者のサーロ一節子さんという方が、日本が批准しないばかりか、オブザーバー参加もしていないことを見て、はらわたが煮えくり返ると抗議しておられる。こんな表現めったに見ないです。はらわたが煮えくり返るなんていう表現、よっぽど怒っている。また、核抑止論に固執する日本政府に対してどうですかと尋ねられたときには、みんなで知恵を出し合って動かしましょうということで呼びかけておられる。町長どない思われますか。

○議長（谷 穎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私も参加している平和首長会議ですので、その方針に従って行動しているわけでございます。世論は様々あるということを承知をしておりますし、世界でいわゆる紛争、戦争がなくならないというのも現実の問題ですので、防衛という面でどのように考えるかというのは、やはり世論としては分かれるというふうに思います。

しかし、核兵器だけではなしに、本当は兵器全てを廃止して、軍備を持たない、そんな世界になるべきだと思いますので、そこに一点集中して議論するよりも、平和な世界、地球を構築するにはどうすればいいかという、もっと大きな立場に立って議論も必要ではないかというふうに思います。しかし、戦争は現実なくなってしまい、日本も戦争によって領土を奪われている国もありますし、世界で唯一の被爆国もありますので、やはりまず核兵器をこの世の中からなくすという取組は必要だというふうに思います。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） その認識に立って、引き続き核兵器廃止のために必要な活動に参加をされますようにお願いをしておきます。

3点目、行きます。

2017年（平成29年）8月、公民館建て替えを要望する会は、公民館早期建て替え要望書を町民1万34筆の署名を添えて、山村町長、笹井町議会議長に提出をされました。この要望に対して、町長は、要望の趣旨を真摯に受け止め、関係機関と連携しながら、その時期や方法について検討してまいりたいと文書で回答をしておられる。同年12月には、公民館の早期建て替えを求める請願書が町議会に

提出され、全会一致で採択をしている。2019年8月、要望する会は、中央公民館の違法建築問題の発覚に伴い、公開質問状を町長に提出され、これに対して、是正工事、改修工事は迅速・徹底的に行う、公民館建て替えについては、担当に検討の指示を出し、おおむね5年を目途に基本方針を決め、早期に建て替えを目指す。また、公民館のあり方検討会を発足させるとの回答がなされました。2019年9月議会において、同じ内容の答弁がなされております。

同年12月に広陵町の公民館建て替え及び文化芸術の振興のあり方検討委員会が2年の任期で設置されました。2021年6月選挙で三選を果たした山村町長は、生涯学習のまちづくりと地域コミュニティの推進を掲げ、公民館の建て替えにつきましては、私の在任中に目途をつけたいと表明、7月議会で私の在任中に目途をつけるとは、建て替えに係る基本方針の策定と財源について議会の承認を得ることだと答弁をされました。

この間、令和元年から令和3年まで、公民館建て替え及び文化芸術の振興のあり方検討委員会開催、支援業務委託料541万円余りが支出をされている。また、2020年2月から2022年2月の間12回の検討委員会の報酬31万円余りが支給をされている。

2022年2月、検討委員会が早期建て替えについて町長に答申をしました。その要旨は、建て替える公民館は、歴史資料館展示機能を備えた複合施設とする。防災拠点及び子育て支援機能を持たせる。子供や青少年の居場所を提供し、清楚で安全かつ使いやすい空間とする。みんなで子育てをする環境を整備していくことは、公民館のみならず、行政の役割、公民館の機能とは、公民館の施設を使って生活を豊かにし、社会に役立つ活動を行うという新しい価値を創造することである。建て替え時期は、生涯学習及び文化芸術の理念に基づき、町民の参画・協働が進むように、なるべく早い時期になることが望まれますとし、具体的な公民館再整備事業について検討し、その方策を提案する適切な機関の設置を要望しました。

2022年6月、検討委員会の広陵町の文化芸術施策及び生涯学習推進の基本的方向を定めることを目的にした広陵町文化芸術推進基本計画を議会に提案、承認しております。ここでも公民館は、共生社会のプラットフォーム、学ぶ、つながる、役立つ生涯学習の推進拠点と明確に位置づけられています。ここまででは、公民館建て替えについて準備を進める内容であったと言えます。

ところがこうした流れの中で、2022年8月23日、臨時議会で一般会計補正予算が提案され、中央公民館再整備検討基礎調査業務委託料300万円が可決をされました。議会での提案では、調査、点検など委託料において、中央公民館再整備検討基礎調査業務委託料300万円を計上しております。広陵町の公民館建て替え及び文化芸術の振興のあり方に関する答申及び広陵町公共施設等総合管理計画等を踏まえた公民館に求められる機能を実現するために、更新、改修、長寿命化、機能移転など複数の選択肢を検討し、それぞれの選択肢ごとの費用対効果を可視化することで、客観的かつ建設的な結論が得られるような材料を提供するための基礎的な調査を行うものですというのが提案の趣旨でございました。

ところが、この予算は9月に入り、東洋大学PPP研究センターに委託する費用に充てられますが、それまでにまとめられた公民館の位置づけとは全く異なり、建て替えを断念し、機能移転再編により対応する方向が打ち出されます。提案説明で複数の選択肢を検討し、それぞれの選択肢ごとの費用対効果を可視化することで、客観的かつ建設的な結論を得られるような材料を提供するとした説明は実行はされませんでした。東洋大学PPP研究センターの公民館に関する考え方は、公民館の目的、役割を無視し、施設と機能を分離し、公共施設は施設自体に公共性があるのではなく機能にあるため、機能を維持

して量を削減する方法が適していると、建物には公共性がないことを強調し、公民館は機能移転で事足りるとしております。

2023年3月、東洋大学PPP研究センターより、広陵中央公民館再整備検討基礎調査報告書が提出されました。この報告書で示された推奨案は、公民館建て替えではなく、はしお元気村の改修、さわやかホールの改修、役場庁舎の新設を行い、これらに公民館機能を集約再編して持たせようとするものです。ここで重視しなければならないのは、そもそも広陵町公民館条例の第1条で、本町に公民館を設置すると規定されており、第2条で広陵中央公民館、第4条で分館を置くことが規定されています。公民館機能集約再編では、広陵町公民館条例に違反するにもかかわらず、町は、推奨された公民館機能集約再編を検討するための公民館再整備基本計画策定支援事業委託料870万円を2023年度に支出しております。

2024年4月、町長は、広陵町文化芸術協会設立の挨拶、懇談の中で、私は、公民館は建て替えないと初めから言っていると発言している。さらに同年5月、議員懇談会において町長は、東洋大学PPP研究センターの広陵中央公民館再整備基本方針策定支援業務報告に基づき、公民館再整備基本方針を議会に報告し、公民館建て替えではなく、条例違反というべき公民館機能集約再編案を公式に提示した。これは、議会におおむね5年を目途に基本方針を決定し、その後できる限り早期建て替えを目指すと表明してきたことに反し、町民議会に対して、その当初の約束をほごにしたことになる。

また、当初の町独自の検討委員会の審議とその結果の答申、それに基づいた広陵町文化芸術推進基本計画に、これをほごにするものです。町長が公民館建て替えでなく、条例違反の公民館機能集約再編するとしたことを公式に明言したのは2024年5月の議員懇談会でした。この時点で2022年9月の300万円、2023年の870万円の支出が建て替えではなく、公民館機能の集約再編実施の検討のためのものであり、条例違反の違法不当な公金支出であることが明らかになりました。

2024年9月の一般会計補正予算の中に、中央公民館整備事業PFIアドバイザリー業務委託1,000万円、翌令和7年度債務負担行為として、同業務の委託料上限700万円が計上されました。これらは公民館建て替えではなく、公民館条例に違反する公民館機能集約再編実施のためのものです。公民館条例第5条で設置が義務づけられている公民館運営審議会は、2019年（平成31年）2月27日以降開催されておらず、運営審議会委員も選任をされていない。これは公民館条例違反に当たり、不作為です。

公民館建て替えを要望する会が中心になって手と手をつなぎ、公民館建て替えへチャリティー文化の集いを2022年、2023年にわたり開催をされております。その際に寄せられた寄附金41万5,000円を建て替えに役立つようと、町当局に寄附をされました。山村町長は、御寄附に際し、お示しいただきました御意思に沿って有効に活用させていただきと謝意を表明しておられる。それにもかかわらず、後になって、私は建て替えないと初めから言っているなどと言い出し、建て替えではなく、公民館機能を他の施設に集約再編する方向に転換をしました。これは詐欺行為ともいいうべき到底許すことのできない。寄附金41万5,000円は返還されるべきものでございます。

公民館の建て替えに係る町長や町のこれまでの対応は、公民館建て替えを要望する会世話人、署名に奔走した育成クラブをはじめ、生涯学習活動や文化芸術活動を愛する500人を超す多くの町民の願いを踏みにじり、署名に協力していただいた1万34名の町民各位の熱い思いをも踏みにじる、まちづくりの主人公は町民であるとの自治基本条例の精神をないがしろにするものです。

令和6年度末の現在まで、町は公民館運営審議会を開催せず、東洋大PPP研究センターに公民館再整備アドバイザリー業務を委託し、町民の参画なしに、役場庁舎の建て替えと併せて、公民館は建て替えずに公民館機能の集約再編案で突き進もうとしております。今回の住民監査請求を基に、広陵町公民館条例にのっとり、東洋大PPP研究センターに全てを依存するのではなく、原点に立ち返って、地方自治の主人公である町民の参画で公民館建て替えを推進するように強く要請をするものでございます。いかがでしょうか。

○議長（谷 祯一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

八尾議員におかれましては、今までの経緯を今ちょっと議場のほうで説明していただきましたけれども、まず、この広陵町公民館条例でございますけれども、これは設置条例となっておりますけれども、館のこういう設置条例は、あくまでも設置条例でございますので、法制上は、やはりこういう公民館の集約とか再編とかの方針とか、そういう移行についての条例違反ではないということだけは、ちょっとこちらのほう言っておきたいと思っております。あくまでも、設置義務を定めた条例ではございませんので。あと、令和4年度、令和5年度と基礎調査を行いまして、公民館の再整備に向けて基本方針を定めました。やはり調査と基本方針を定めた中で、今までの経緯の中で定めたものでございまして、これが一番やはり適切であるということでの方針案でございます。やはり財源をどうしていくのかというのもございますし、公共施設をやはり単独で今後設置するということになってきますと、やはり利用率は下がってくるという認識はしております。その上で、今ある公共施設をどのように、劣化していくまでの、やはり削減いたしまして、どなたでも集えるような複合施設を目指していきたい、それをこの方針案で定めて、基本方針第3案ということで進めていきたいという思いは持っております。

以上でございます。

○議長（谷 祯一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） これまでの経過を踏まえて大分きちんと言ったんですが、答弁はどうも一部しか回答がない。公民館設置条例というのは、設置を決めただけの話ですよという話がありますが、公民館を設置するということを決めているんだから、運営協議会をやっていないんだから、そんなん大問題じゃないですか。置くというふうに決めたんですよ、公民館を置くというふうに。今度置かないというふうに決めようとしているわけです。それは違法と違いますかと言っているわけです。どうですか。

○議長（谷 祯一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 今現在、公民館のそういう設置の条例がございますけれども、公共施設を再整備して複合施設にしていく中で、それに適切な条例改正を行いたいと思っておりますので、今現段階では、条例違反という思いは持っております。

以上でございます。

○議長（谷 祯一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） そういうのを開き直りの答弁と言うんだよ。設置するというふうに言ったら、設置することを前提にして審議会が検討するというふうにならなかつたら、条例の趣旨が全然生かされない。

それから、実際に利用している人のところに、公民館の使用で事務局に話に行ったときに、もう2年後に公民館なくなりますねんでということを何度も何度も言われているんです。機能移転だということ

でごまかして、それで、公民館の役割を否定するというのが今の町のやり方になっているんじゃないですかということを言っているわけです。機能を重視して、実際の役割を減ずるというふうに言われましたけれども、今度4月6日に話し合いの会がありますけど、ここには、東洋大学のPPPのほうから、シンポジストということで登場するというけれども、シンポジウムというのは、統一したテーマに異なった立場からの意見を出し合って、それでやり取りをするということなんです。だからまだ決まっていないという話と同じなんだって。そういうふうに認識をしてもらわないといけないと思います。

このことについて、多額の費用もかけて、住民の力を出してくださいねというのが住民自治基本条例の精神になっているわけだから、公民館がなぜ建設をされて運用されているのか、どのような思いで使っておられるのかということを十分に住民の中に入って聞き取って、それで事の重要性を認識をするという前提が職員の中に欠けとるんじゃないですか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） まず初めに、公民館をなくすということで、それに対しては全くないがしろにするとか、公民館を集約再編いたしまして、なくすということになりますけれども、あくまでも公民館機能を生かすということでございますので、公民館自体そのものを否定しているわけではないません。あくまでも、今の利用者の方々の次の新しい施設でのりどころといいますか、そういう形で、いろいろな諸室を改修いたしまして、あくまでも生涯学習の場ということで、また今後も、やはりそこで活動していただくということをやはり念頭に置いておりますので、我々そういう形で役場の職員のほうも十分に考えていっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） そんな言い訳しなくとも、2年後に公民館なくなりますからということを言っている職員がいるということは、これ今の答弁としたら随分矛盾する話です。実態がどうなっているのか、どういう認識になっているのかちゃんと調べてもらわないといけないし、それで公民館が今度のような機能移転になったらどうなるかというのは、あちこちで評判になっております。中央公民館が遠くなるんだったらもう行かれませんねとか、それから、現在はしお元気村で行われている講座の中に、公民館でやっている育成クラブの活動などが本当に保障されるのかどうか。それから、活動している材料などをその場に一々持ち出すわけにいかないから、いろいろな道具類をきちんと確保したいとかいうようなことだってあるわけです。だから、それぞれのことについて、実際に使っている育成クラブの人たちに対して、十分にそういうやり取りがなされているのかといったら、今からなんでしょう。実際にそういうふうなことを担保できるという保障は全くないというふうに言わざるを得ないんじゃないですか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

今現在、PPPアドバイザリー業務ということで業務を行っていただいておりますけれども、今、公民館とはしお元気村のほうで、いろいろな施設の基礎調査ということでやっております。その中で、公民館の育成クラブの方々の今の活動状況、それと、今のはしお元気村でのいろいろな講座を利用されている方々、その中で、やはり今後はしお元気村で改修して、一つの施設で利用していくわけでございますけれども、利用時間とか曜日とか、といった形でバッティングしないような方策を今調整中でございます。

以上でございます。

○議長（谷 穎一君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼いたします。

実際、調整中なわけですけれども、育成クラブの方々55ありますが、その方々に聞しまして、公民館でアンケート調査を終えております。活動場所、それから人数、曜日、時間、それから持っていくものであったりとか、使用されているものというのを聞かせていただいた結果、アドバイザリー業務の中で、どういうふうに諸室をつくるのか、また、グリーンパレス等を利用しなければならないのかというふうなことも含めて、今検討している段階でございます。大きな太鼓を入れる倉庫であったりとかいうのを、元気村のどこにつくるのかとか、そういうのを含めて、今検討しておりますので、担保というところを今できるようにということで、アドバイザリー業務のほうをやっていただいているような状況でございます。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 11月9日に第1回目の説明会をやりまして、それで話合いがもう紛糾した。どうなるんかということで紛糾をしました。第2回目いつやるんですかということだったら、何と5か月後の4月6日に開催をするということなんですって。アンケート調査で出されたことが、実際問題ちゃんと担保されるのかどうかというのは見通しも全くないわけですやんか。そんなような中で、今のような機能再編というやり方を突き進めていくということ自体が大いなる問題だと思いませんか。

○議長（谷 穎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 昨年の5月31日に3案を示して、議会に報告をさせていただいたことは御記憶にあると思います。私は、そのときどう申し上げたかといいますと、3案の1案、2案でなしに、3案で進めたほうがいいという提案をさせていただきました。3案は、今盛んにおっしゃっていただいている、はしお元気村を改修して機能移転をする。最終的には、役場庁舎とグリーンパレス、さわやかホールを有機的に連携して、公民館機能も含めて多目的施設をつくるということを提案をさせていただきました。

議会でしっかり議論をお願いしますと私申し上げたと思います。1案も2案も3案も、私、3案の提案はさせていただきましたけれども、議会で1案がいいのか、2案がいいのか、3案がいいのか、皆さんのお声を一番聞いておられる議員さんがしっかり議論をしていただきたいということをお願いしたはずです。その後、一切議会のほうでは何も議論をされておりません。返事が来ないということは、3案で進めていいというふうに判断をさせていただいて、3案で補正予算をつくらせていただいて、1,700万円の予算を計上させていただいたわけです。それに基づいて、強引に進めるというつもりはございません。私も財源を確保しなければ提案できませんので、総務省にも出かけ、内閣府にも直接担当者とともに出かけてきました。やはり単独で公民館を建設するということの財源確保は難しいというのも今の御時世でございます。複合化して施設を集約再編する場合は、有利な起債が借りられるということでございます。そのために、内閣府から調査費で今回700万円を超える補助もいただける。これはPF方式で進めるということを前提での補助でございますが、これもやはり住民の皆さんのお声をしっかりと聞いて、どんな施設にすべきか、やはりもとへ戻って、いわゆる財源負担があっても構わないと、今の公民館を建て替えるべきだという結論になるのかどうかも含めて、やはり議論をしていただきたいというふうに思います。

今まで投資してきた、お金が無駄だと私は思いません。いろいろ情報を議会のほうにも提供しなければなりませんし、住民の皆さんにも提供する材料が必要ですので、そういったところに必要な経費をかけて調査をさせていただいているわけでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。議会のほうでもしっかり議論をお願いしたいと思います。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 議会の責任に転嫁されたような発言でございました。役場の庁舎の移転を含めて41億2,000万円という費用をかけるということについては、確かに今町長言わわれた議員懇談会で明らかにされましたけれども、役場庁舎の移転なんていうことについては、ほとんど議論がなされていない。それは議会のほうで議論していないから問題ないと言われたら、それはそのとおりかもしれません。しかしながら、住民の中に、そういうことを問題を提起すると。あるいは住民のほうから、役場庁舎の在り方について意見を聞かせてくださいというようなことになっていないのに、そういうことにお金を使うということをどんどん進めるというのは大問題になっていると思います。そのときに住民の声を聞けというふうに持ち出していたのが、例の2,000人を対象にして、809人の回答があったアンケート調査であり、あるいはワークショップで12名の人が1回だけ集まってやり方を決めるということが、これが住民の声を聞きましたということで言い切っておられる内容でございます。しかしこれは、公民館活動に参加しておられる方の意見をきちんと聞いたことになるのかといったら、決してなっていない。そんないいかげんな調査でよくもやったことだということで批判があるということになっているわけであります。

議会と町の役割はどのようなものなのかという点では、根本的な議論がいるかと思いますけれども、議会の中で、私たちスタッフを持っているわけでも何でもありませんから、町がしかるべき計画を立案をして、提起をするということに対して、議会はこれをチェックするという観点で物を申しているわけでございますから、何か議会が言いがかりをつけたような言い方をされましたけれども、そんなやり方は、決して前に進んでいかない。今は、ここに至った以上は、一旦この話は止めて、ストップをさせて、それで住民の側に情報を公開をして、公民館の在り方について、基本的な議論をするというふうに足を踏み出さなかったら、広陵町は禍根を残すのではないかと。大きなお金を使うことになるので、禍根を残すのではないかというふうに私は心配をしますけど、いかがでしょうか。

○議長（谷 穎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 今、提案している総建設費を今すぐ使うという話ではありません。また、その材料を示した上で、最終的に予算は議会で議決をいただかなければ進まないわけでありますので、そこにしっかりと提案をさせていただいて、議論をするための調査、研究でございますので、固まれば、ステップごとに町民の声を聞き、また議会の議決もいただきながら進んでいくということになりますので、私、これで第3案で全て進むというふうには思っておりません。議会というチェック機関がありますので、本当に間違っているのであれば、そこで必ずブレーキをかけなければならないというふうに思います。私は間違っていないというふうに信じて提案をさせていただいておりますが、その方向が本当にいいのかどうか、将来、広陵町の生涯学習、また公共施設の在り方としてこれでいいのかどうかをしっかり議論をしていただきたいと思います。こちらも信念を持って提案をさせていただくということでございます。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君）　いや、それでいくと言い切れるのかと思ったら、そうではない道もあるというふうに言わされましたから、びっくりしました。もう事実そのとおり、びっくりしました。この話をやはり進めるときには、例えば、公民館というものが私たちのまちにあるのは、一体なぜあるのか、どのような機能、どのような話合いがなされて、その公民館は運営をされているのか。また、使われ方がどうなのか、今使うには至っていない方もある。中には場所も分からぬという方もあったそうですけれども、そういう方々のところにまで、公民館の役割というか、使命というものをきちんと伝えて、それで議論をすると。それで今の使い方がどうなのかということについて根本的な議論をしない限り、この問題についての決着をつけられないんじゃないかなと思います。そのようなことを自治基本条例を制定されたときには、確かに議会も関与しましたけれども、大字や自治会に対して、個別にきちんと話をして、役割をちゃんと確認をしてくださいということでお願いをしたけれども、行きませんと、できませんということで、今のままで進んでおります。

ある自治会の会長さんには、そのことで私声かけたんですが、会長、この問題についてこういう対応になっているんですけど、どうですかと。いや、八尾議員、この問題を役員会に出したら反応が止まっちゃうんですよって、あんまりよく分かっていないみたいですよと。私もよく分かっていないところがあるんだけれどと、そんな話です。だから、せっかく決められた自治基本条例というものが、実態を持たせるという意味では、やはりそういう基本に立ち返った基礎的な力の發揮のしどころというのが支えにならないと、この問題は解決しないんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（谷 穎一君）　藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君）　失礼いたします。

今回のこの中央公民館の再整備の件でございますけれども、やはり住民との合意形成、これがやはり一番かなり必要になってくるとつくづく実感しております。その中で、やはり我々、第3案で進めしていくということで表明しておりますけれども、今後も住民説明会は4月6日にございますけれども、その中で、何らかの形で、以降3回、4回と進めていくつもりはしておりますので、4月6日の説明会だけでもう済まそうという気は毛頭ございませんので、その辺は丁寧には説明していきたいというふうに思っております。

あと、第3案の第一ステップのほうで、今回、はしお元気村を改修するということを言っておりますけれども、第二ステップのほうで、役場庁舎も含めて、複合施設のほう建設する方向で進めておりますけれども、その中で、やはりまた住民さんの意見をいろいろ聞くこともございますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（谷 穎一君）　八尾議員！

○2番（八尾春雄君）　4月6日シンポジウムについて発言がありましたから、何度も言いますけど、シンポジウムというのは、共通するテーマについて異なる立場から意見を出し合うて、参加者の方からも意見をいただいて、すり合わせをするという会議なんです。この間の答弁では、東洋大学のPPPの関係者にシンポジストの1人として来もらおうと、こういう話ですから、今だったら、全く逆の立場から、公民館の在り方がどういうふうになるべきなのかという基本から押された物事の進め方をもらいたいという意見のシンポジストだっているんじゃないかなと思うんですけれども、一方的にそういうふうなことをしないということを約束してください。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） もちろん、双方のやはり立場というのは必要でございますので、4月6日に向けて、ちょっとどういった形で進めていくかというのをまた内部のほうでは重々検討させていただきたいと思っております。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） それから、今回、一般会計の補正予算ということで300万円がまだ年度内に使えないで繰り越しをしますよという一般会計補正予算の提案があります。これについても、こういうふうな問題点があるのだから、一旦執行をストップするということだって必要になってくるんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。

○議長（谷 穎一君） 藤井企画総務部長！

○企画総務部長（藤井勝寛君） 今回、令和6年度で1,000万円ということで、予算御可決いただきまして、債務負担で令和7年度で700万円ということでございましたけれども、今回もやはりちょっと言い訳になりますけれども、やはり11月9日の説明会であったりとか、また、それ以降の年末までやはりちょっとアドバイザリー業務について、やはり有利な財源を活用したいということで、補助金のほうを取りにくいために、町長も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、総務省、内閣府のほうにもちょっと出かけて、いろいろな説明をさせていただきました。その中で、ちょっとやはり令和6年度事業がちょっと遅れたということもございますので、300万円だけをちょっと繰り越しさせていただいて、令和7年度のほうで事業をしっかりやっていきたいという思いを持って、そういうことでの繰り越しでございます。

以上でございます。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） だから言っているのは、年度内に使えない金があるんだったら、今問題が発生しているんだから止めたらどうですかというふうに言っているんです。今の答弁だったら、やりますと言っているのと同じやん。

○議長（谷 穎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） はしお元気村の改修については進めていかなければなりません。というのは、今の中公民館が建築基準法に抵触している部分があつて、解決するわけにはいかないわけです。多額の費用がかかる、かけたところで耐用年数が迫っている、無駄な投資に終わるということからすれば、やはりはしお元気村を改修するとともに、グリーンパレスも活用していただいて、機能移転をして、その上で、いわゆる育成クラブの皆さんのが支障にならないようにしながら進めていくということになるわけでございます。

庁舎とグリーンパレスと、さわやかホールを有機的に結び、中央公民館の機能を完全にそこに復活させるという段階においては、やはりストップをするのか、次の段階になりますので、議論が出てくるというふうに思います。今は、はしお元気村に眠っている資産を活用してもらって、公民館活動にしっかりと使ってもらえたたらということでございますので、そちらのほうは、まずは第一ステップの部分については進めなければならないというふうに考えております。

○議長（谷 穎一君） 八尾議員！

○2番（八尾春雄君） 公民館の建築基準法違反のことについてコメントありましたけど、いや、率直

に言いますけど、何でそんなことになるんですか。役所にうそついて違法建築でやったんでしょう。それについてどういうふうに対応するのがいいのかと、戸惑いもあったり、いろいろ意見はあったにしても、剥離が起きて危険な状態になっていると。日本管財に対して、契約をしましたよというのが令和6年4月から、日本管財について契約をしているわけです。だから、そこが言ってみれば対応するようにしたらしいことだと思うんですけど、それもするようになっていないんですか。どういうふうになっているんでしょうか。一体、その違法建築問題については、ちょっと聞き捨てならぬ話でございます。

○議長（谷 穎一君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 法律も建築基準法が改正を数度される、何度も繰り返してされるわけでございます。利用者の安全確保のためにいろいろな基準が変わってくるということで、法に適合していない部分もあるわけでございます。例えば、陶芸教室が中庭にプレハブが建っている、そこで火気を使う、そうなると、いわゆる防煙装置をちゃんと向かい側の建物をちゃんと整備しないといけない。エレベーターをつけようとすれば、それらを全て直さなければ改修できない。全てを今現在の法律に適合するようにしなければならない。かぐや姫ホールについても、横にもともと通路がなかったのが通路を増設されている。これも不適合という指摘を受けております。当時として、かなり前のことございますが、その当時はそれで届けがちゃんとできていたのかどうかというところは確認ができないわけでございますが、今となっては違法状態になっているということで御理解をいただきたいと思います。

その中で、ここで利用していただく方に万一のことがあれば、やはりそれを知った以上、使い続けていただくのは問題があるということで、まずは、はしお元気村とグリーンパレスを使っていただいて、機能をそちらに移転させていただきたいということで進めているわけでございます。だから、第一ステップについては、はしお元気村の整備に重点を置かせていただいて、利用者に迷惑かけないようにしたいと思います。そのためには、育成クラブの皆さんにいろいろ意見を聞かせていただいて、細かいところは整備を進めていきたいというふうに思います。

○議長（谷 穎一君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。